

3. 軍縮

3-A. 総説

3-A-（1）理論的位置づけ

a. 「軍縮」概念

軍縮（disarmament）：軍備管理（arms control）概念とは一応区別されつつ、軍備の撤廃ないし全面完全軍縮を究極の目標として、軍備の一定の制限や削減を定める部分的措置をも含む広い意味で用いられている。

軍備管理：軍事能力バランスを維持し、国際的軍事環境の悪化を避けるための軍備プロセスの管理

b. 軍縮と国際法

・軍縮をより永続的で、確実なものとするためには、条約の形で実現していくことが有用だと考えられる。

・武力紛争法と異なり、平時の、より広い義務である。もともと、両方の性格を有するものもある。ex.97 年対人地雷条約

・重要な国際公益である。cf.国家責任条文第 42 条

c. とくに核兵器使用の合法性に関して

1963 年原爆判決（下田判決）【資料 1】

ICJ 核兵器使用合法性勧告的意見【資料 2】【百選 113】

法意識：【資料 3】

3-A-（2）歴史

a. 第 2 次大戦以前の軍縮交渉

・カント（1795 年）の第 3 条項【資料 4】

・第 1 回・第 2 回ハーグ平和会議（1899 年、1907 年）。国際連盟規約 8 条。

・1922 年ワシントン条約、1930 年 ロンドン海軍条約。

b. 第2次大戦以後——国連において

- ・憲章作成時、軍縮よりも集団安全保障に重点が置かれた。
- ・国連憲章第11条、第26条。
- ・憲章が採択されて1ヶ月あまり後に広島・長崎に核兵器が投下される。
- ・原子力委員会（Atomic Energy Commission）が設置される。さらに、47年2月に通常軍備委員会（Commission for Conventional Armaments）を設置。
- ・両者が統合されて軍縮委員会となるも、ソ連がメンバーシップに不満を表明し、50年代に活動を停止。以降、多数国間の枠組みはジュネーヴ軍縮会議が主たる交渉の場となる。
- ・もっとも、国連特別総会第1回（1978年）：【資料5】。また、国連総会第1委員会の活動がある。

c. 第2次大戦以後——ジュネーヴ軍縮会議において

- ・1959年の米ソ合意によって、10ヶ国軍縮委員会が、そしてこれが18カ国軍縮委員会として62年より活動を開始する。東西同数が原則。
- ・メンバー増を重ね、さらに1978年の第1回国連軍縮特別総会においてこの委員会の改革がなされ、軍縮委員会（Conference on Disarmament）となる。

d. 第2次大戦以後——国際世論

- ・1955年ラッセル・アインシュタイン宣言【資料6】、1955年第1回原水爆禁止世界大会宣言【資料7】
- ・第2次世界大戦の冷戦を特徴づけたものの一つは、新しい兵器、核兵器の登場である。ここで、不意打ちの効果が人類の滅亡に至るとまで考えられた。

3－B．核兵器

3－B－（1）米ソ（ロ）による二国間交渉

a. 戦略兵器制限交渉（SALT：Strategic Arms Limitation Talks）

1969年：SALT開始。

1972年：対弾道ミサイル条約（ABM条約）（Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Anti-Ballistic Missile System）と戦略攻撃兵器制限暫定協定が署名・批准された。【資料8】

- ・協定の有効期限は5年。

- ・大陸間弾道ミサイル（ICBM：Inter Continental Ballistic Missile）・潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM：Submarine Launched Ballistic Missile）の制限。

1979 年：戦略攻撃兵器制限条約（SALT II 条約）が署名【資料 9】。しかし米国内では自国が不利と考え批准されず。

・背景には相互確証破壊戦略（MAD: Mutual Assured Destruction）がある。これが冷戦を背景に採用される。

b. 中距離核戦力（INF：Intermediate-range Nuclear Forces）交渉

- ・ 1987 年に中距離核戦略条約（INF 条約）が署名される。
 - ・ 以前の上限設定などと異なる、一定のカテゴリーの兵器を全廃する画期的な内容。
 - ・ 冷戦終結に重要な役割を果たす。

c. 戦略兵器削減条約（START：Strategic Arms Reduction Treaties）

- ・ 1991 年に START I【資料 10】が署名される。
 - ・ 戦略運搬手段（ICBM、SLBM、重爆撃機）を 1600 に削減。
 - ・ さらに、92 年 5 月リスボン議定書（START I 議定書）【資料 11】
- ・ 1993 年 1 月：START II【資料 12】が署名される。
- ・ 2002 年 5 月：戦略攻撃力削減条約が署名される。【資料 13】

d. 攻撃兵器と防衛兵器

- ・ 1972 年の ABM（Anti-Ballistic Missile）条約の署名・批准。しかし、1983 年にレーガン大統領が、戦略防衛構想（SDI: Strategic Defense Initiative）を提唱する。1985 年 米政府は ABM 条約の新しい解釈を展開する。
- ・ クリントン政権は TMD（Theater Missile Defense; 戦域ミサイル防衛）を推進する。
- ・ NMD（National Missile Defense; 国家ミサイル防衛）の開発が決定される。
- ・ 2001 年にブッシュ政権（子）が誕生し、01 年 12 月に ABM 条約からの脱退をロシアに通告した。【資料 14】
- ・ 米国は、ミサイル防衛について何ら規制されなくなった。

e. 戦略攻撃力削減条約

- ・ 2002 年 5 月：戦略攻撃力削減条約に日ロが署名。

f. オバマ政権下の変化

【資料 15：オバマ大統領演説（09 年 4 月 5 日。プラハ。）】

→2010 年 4 月米ロ核軍縮条約に両国が署名：(戦略核をそれぞれ 1550 発以下に削減する新たな核軍縮条約)

3－B－（2）核兵器の不拡散

a. NPT（Non-Proliferation Treaty）体制

- ・ 1968 年署名、70 年発効。【資料 16：ジョンソン米国大統領の声明】
- ・ 最大の問題と認識されたのは、核兵器国と非核兵器国を分ける不平等性である。【第 9 条 3 項】

この体制は、主権平等の建前からは導き得ぬ体制であり、また、軍事大国による核兵器の独占を正当化するものだった。

- ・ 不平等性故にこの条約の見直しが予定されており【第 10 条 2 項】、95 年に、条約の無期限延長が決定された【資料 17】。

b. 核拡散問題（NPT の枠外の国々）

- ・ インドの立場：【資料 18】
- ・ インドとパキスタンの核実験【『資』 19～21】
- ・ さらに、インドにつき、
 - ・ 2008 年米印原子力協力協定が NPT 体制にとっての重大な問題となっている。インドを事実上、核兵器国として認めることになる。原子力供給国グループもインドの例外化を認める。
- ・ NPT 1 条や、安保理決議 1172 との牴触の可能性が高い。
- ・ イスラエル：事実上の保有が知られる。

c. 核拡散問題（NPT の枠内の国々・枠内にあった国々）

- ・ イラク【資料 22】
- ・ 北朝鮮
 - ・ 1993 年 NPT 脱退声明
 - ・ 1995 年に朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）が設置される。【資料 23】
 - ・ 2006 年に北朝鮮核実験。→安全保障理事会決議 1718。2009 年に二度目の核実験。
- ・ イラン・・・現在、安保理で審議が進行中

d. テロリストへの拡散の危険性とそれへの対処

e. 解決策の模索

①不平等性にどう対処するか。核兵器をもつことを、大国化を意味させずに、核廃棄に成功した事例を生かすこと。

- ・南アの経験・・・1991 年までに核爆発装置を全て廃棄する。NPT に非核兵器国として加入、1993 年に保有していた核兵器が全て廃棄されたことが公表される。

- ・リビアの経験・・・2003 年 12 月に、リビアは核開発計画を放棄する。2004 年には CTBT を批准する。

- ・非核兵器地帯やそれに類する試み（後述）の拡大

②平和利用との関係をどのように調整するか（もちろん、核兵器製造のための知識自体をなくすことは出来ない。）適切な管理の必要。

③非国家主体への拡散にどう対処するか？

- ・【核テロ防止条約】（2005 年採択、07 年効力発生）。

- ・ 2010 年 4 月核テロ保安サミット

- ・ 拡散防止構想 Proliferation Security Initiative; PSI) 海洋航行不法行為防止条約および改正議定書

3－B－（3）核兵器の実験禁止

a. 部分的核実験禁止条約とその後

- ・ 部分的核実験禁止条約（PTBT: Partial Test Ban Treaty）：米英ソ：1963 年署名・発効

- ・ しかし、地下の核実験は禁止されておらず。

- ・ 核実験事件【資料 24】：核実験事件に関する豪仏の態度

b. 包括的核実験禁止条約ほか

- ・ 包括的核実験禁止条約（CTBT: Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty）

- ・ しかし、未臨界実験が可能。

- ・ クリントン政権が各国に先駆けて署名するも、99 年に共和党主導の上院が批准を否決。そのため、他国への説得力を失う。

- ・ オバマ政権下では、CTBT 批准を目指すことが示された。

3－B－（4）非核兵器地帯の設置

非核兵器地帯：特定地域の複数国家によって設定された核兵器の生産や取得のみならず、他国による核兵器の配備をも禁止した地域

消極的安全保証：negative security assurance：核兵器を保有していない国に対して核兵器を使用しないという約束（←→積極的安全保証）

a. 核兵器地帯条約

- ①1967 年トラテロルコ条約（ラテン・アメリカ核兵器禁止条約）
- ②1985 年ラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約）
- ③1995 年バンコク条約（東南アジア非核兵器地帯条約）（97 年発効）
- ④1996 年ペリンドバ条約（アフリカ非核兵器地帯条約）（未発効）
- ⑤中央アジア非核兵器地帯条約（セミパラチンスク条約、2006 年署名、2009 年発効）
- ・その他

b. その他の同種の試み

- ・南極、宇宙、海底：【1971 年海底非核化条約】
- ・日本につき、日本国憲法と非核三原則【資料 25】、武器輸出三原則【資料 26】から防衛装備移転三原則【資料 27】へ
- ・モンゴル：1998 年に非核兵器地帯として国連総会で承認される。

c. 最近の動き

- ・2015 年 N P T 運用検討会議（第 3 回準備委員会が 2014 年 4－5 月に開催）
- ・マーシャル諸島が N P T 加盟国を N P T 6 条違反で I C J に提訴（2014 年 4 月）。

3－C．その他の兵器

割愛

3－D．履行確保

a. 初期の規制

履行確保のための手続き規定がない。【1925 年毒ガス等禁止議定書（ジュネーヴ議定書）】

b. 核兵器

- ・運用検討会議【核兵器不拡散条約第 8 条 3 項】
- ・ I A E A の活用【 I A E A 憲章第 3 条 A 5】（核兵器不拡散条約第 8 条 3 項に基づき）
- ・国連諸機関【国際原子力機関憲章第 3 条 B 4、5 項；第 12 条 C 項；第 3 条 B 4 項；第 17 条 B 項】
- 【日・ I A E A 保障措置協定（1977 年）】

c. 生物兵器

- ・ 検討会議【生物兵器禁止条約第 12 条】
- ・ 国連安保理への付託【生物兵器禁止条約第 6 条、7 条】

d. 化学兵器

- ・ 化学兵器禁止機関（OPCW: Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons）の設立【化学兵器禁止条約第 8 条】
- ・ 国連諸機関との協同（国連安保理、総会からの注意喚起【化学兵器禁止条約第 12 条 4 項、第 8 条 36 項】、国際司法裁判所への紛争付託【第 14 条 2 項】、勧告的意見【第 14 条 5 項】、など）

e. 非国家主体への大量破壊兵器の不拡散

- ・ 1540 委員会【安保理決議 1540】

* * * 【資料】 * * *

【資料 1】

〔28〕下田事件東京地裁判決（原爆判決）（1963年12月7日）

第二次世界大戦中に出現した新兵器である原子爆弾の投下について、直接には何の規定も設けていない。国際法が禁止していないかぎり、新兵器の使用が合法であることは当然である。しかしながら、そこにいう禁止とは、直接禁止する旨の明文のある場合だけを指すものではなく、既存の国際法規の解釈及び類推適用からして、当然禁止されているとみられる場合を含む。さらに、それらの実定国際法規の基礎となっている国際法の諸原則に照してみても、これに反するものと認められる場合をも含む。国際法の解釈も、国内法におけると同様に、単に文理解釈だけに限定されるいわれはないからである。

原子爆弾の加害力と破壊力の著しいことは、既に述べたとおりで、このような破壊力をもつ原子爆弾が一度爆発すれば、軍事目標と非軍事目標との区別はおろか、中程度の規模の都市の一つが全滅するとほぼ同様の結果となる。従って防守都市に対してはともかく、無防守都市に対する原子爆弾の投下行為は、盲目爆撃と同視すべきものであって、当時の国際法に違反する戦闘行為である。広島市及び長崎市が当時地上兵力による占領の企図に対して抵抗していた都市でないことは、公知の事実である。広島、長崎両市に対する原子爆弾による爆撃は、無防守都市に対する無差別爆撃として、当時の国際

法からみて、違法な戦闘行為であると解するのが相当である。

（下裁民集第14巻、2457-62頁）

【資料 2】

(29) ICJにおける日本国政府と平岡広島市長の陳述

(1) 日本国政府の陳述(1995年11月7日)

我が国は双方の勧告的意見要請について、核兵器の使用は、その絶大な破壊力、殺傷力の故に、国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないと考える。

これからの両市長の発言は、証人としての発言であり、日本国政府の立場からは独立したものである。とくに、事実の叙述以外の発言があれば、それは必ずしも政府の見解を表明するものではないことを申し添える。

(The Japanese Annual of International Law, vol.36, 1996, pp.217-20)

(2) 平岡広島市長の陳述(1995年11月7日)

戦争が終わり、平和を回復して50年たった今、なお多くの人が放射線後障害で苦しんでいることほど、残酷なことはありません。

つまり、核兵器による被害は、これまで国際法で使用を禁じているどの兵器よりも残酷で、非人道的なものです。国際法にいう一般市民に対する攻撃の禁止と、人間に不必要な苦しみをもたらす大量破壊兵器の使用が過去において、国際宣言や拘束力ある協定によって禁止されたことの根底には、人道的な思想が流れています。これこそが近代ヨーロッパから発した国際法の精神であります。

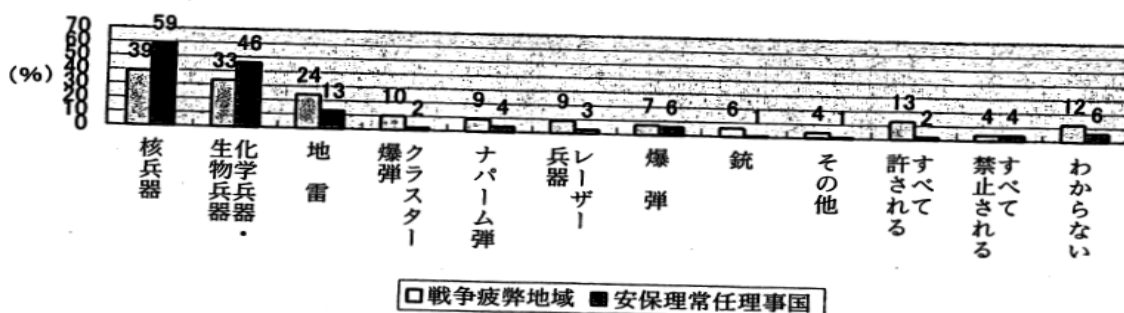
市民を大量無差別に殺傷し、しかも、今日に至るまで放射線障害による苦痛を人間に与え続ける核兵器の使用が国際法に違反することは明らかであります。また、核兵器の開発・保有・実験も非核保有国にとっては、強烈な威嚇であり、国際法に反するものです。

(<http://www.city.hiroshima.jp/japanese/peace/1-3-7.html>)

【資料3】

(図表12-5) 許容される兵器に対する諸国の意識

(アンケート質問：戦争中使われるべきではない種類の兵器はあるか。どのような種類の兵器がそうだと思うか)



※この調査は赤十字と世論調査のグリーンパーク社が共同して1999年に行われた。中心となった調査対象はアフガニスタンやカンボディア、エルサルバドルといった12の戦争疲弊国がある。このほか、米英ロ仏の中国を除く安保理常任理事国も比較のために調査された。調査方法は、多段階層化クラスター抽出によって選んだ一般人(1カ国あたり1,000~1,500人)に対する意見聴取のほか、8~9人単位の集団討論、特別な戦争体験をもつ人々への詳細な面接などである。安保理常任理事国に対しては意見聴取のみである。戦争疲弊地域では、総計12,860人が意見聴取に、105のグループが集団討論に、324人が詳細な面接に参加した。このほか、スイスも安保理常任理事国と同様に調査された。以下で断りのないときは、戦争疲弊地域のデータのみを示す。

(Greenberg Research inc., The People on War Report, 1999, p.64から作成)

【資料4】

(1)カントの永遠平和論(1795年)

第3条項 常備軍は、時とともに全廃されなければならない。なぜなら、常備軍はいつでも武装して出撃する準備を整えていることによって、ほかの諸国をたえず戦争の脅威にさらしているからである。常備軍が刺戟となって、たがいは無際限な軍備の拡大を競うようになると、それに費やされる軍事費の増大で、ついには平和の方が短期の戦争よりもいっそう重荷となり、この重荷を逃れるために、常備軍そのものが先制攻撃の原因となるのである。そのうえ、人を殺したり人に殺されたりするために雇われることは、人間がたんなる機械や道具としてほかのものの(国家の)手で使用されることを含んでいると思われるが、こうした使用は、われわれ自身の人格における人間性の権利とおよそ調和しないであろう。

(カント著、宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波文庫、1985年、16-7頁)

【資料5】

(50)第1回国連軍縮特別総会最終文書(国連総会決議S-10/2)(1978年)

総会は、

軍縮と軍備制限、とくに核分野における軍縮と軍備制限は、核戦争という危険の防止および国際の平和と安全の強化にとって、ならびにすべての人々の経済的社会的進展およびそれによる新国際経済秩序の達成の促進にとって不可欠であることを確信し、
以下のような軍縮特別総会最終文書を選択する。

第1項〔安全保障と軍縮〕 平和の不可分の一要素である安全保障という目的の達成は、常に人類の最も強い熱望の1つであった。諸国は長い間、軍備の保有により自国の安全保障を維持しようとしてきた。諸国の生存は、ある場合には、適切な防衛手段をあてにすることができるかどうか依存してきたこともある。しかし、兵器の増大、とくに核兵器の増大は、今日、人類の将来を保護するよりも威嚇するものとなっている。したがって、この状況を終わらせ、国際関係における武力の行使を放棄し、軍縮の中に、すなわち現存レベルの軍備の削減に始まる漸進的だが効果的なプロセスにより、安全保障を求める時がきている。軍備競争を終わらせ、真の軍縮を達成することは最も重要かつ緊急の任務である。この歴史的な挑戦に対応することは、世界中のすべての国家および人々の政治的経済的利益になるとともに、真に安全で平和な将来

を確保するという利益にもなる。

第30項〔核兵器国と非核兵器国の義務のバランス〕 核兵器国と非核兵器国の相互の責任と義務の受諾しうるバランスが、厳重に守られるべきである。

第45条〔軍縮交渉の優先順位〕 軍縮交渉における優先順位は、核兵器、化学兵器を含むその他の大量破壊兵器、過度の傷害を与えると考えられもしくは無差別の効果をもつと考えられるものすべてを含む通常兵器、および兵力の削減である。

第48項〔核兵器国の特別の責任〕 核軍縮という目標を達成する任務において、すべての核兵器国、その中でもとくに最も重要な核軍備を所有する国は特別の責任を負っている。

【資料 6】

(5) ラッセル・アインシュタイン宣言(1955年7月9日)

私たちは、この会議を招請し、それを通じて世界の科学者たちおよび一般大衆に、つぎの決議に署名するようすすめる。

「およそ将来の世界戦争においては、必ず核兵器が使用されるであろうこと、そしてそのような兵器が人類の存続をおびやかしているという事実からみて、私たちは世界の政府に、彼らの目的が世界戦争によつては促進されないことを自覚し、このことを公然とみとめるよう勧告する。したがってまた、私たちは彼らに、彼らのあいだ

のあらゆる紛争問題の解決のための平和的な手段をみいだすよう勧告する。」

(日本平和委員会編『平和運動20年資料集』大月書店、1969年、555-7頁)

【資料 7】

(6) 第1回原水爆禁止世界大会宣言(1955年8月6-8日、広島)

原水爆禁止を要望する最初の世界大会が1955年8月6日、世界最初の原爆投下の日から3日間、ここ原爆の地「ヒロシマ」にひらかれ、ヨーロッパ、アジア、アメリカ諸国の代表をふくむ、日本各地からの5,000人をこえる代表者たちが集まりました。

ここに集った人々のうしろには、原子戦争反対署名をした全世界数億人の世論の支持があります。その反対の上にたつて、本大会は原水爆禁止が必ず実現し、原子戦争を企てている力をうちくだき、その原子力を人類の幸福と繁栄のためにもちいなければならないとの決意をあらたにしました。

私たちは、世界のあらゆる国の人々が、その政党、宗派、社会体制の相違をこえて、原水爆禁止の運動をさらに強くすすめることを世界の人々に訴えます。

(同上、343頁)

【資料 8】

(35) SALT I 暫定協定(1972年)

(1) SALT I 暫定協定第1、3条

第1条〔ICBMの制限〕 締約国は、1972年7月1日以後に、追加的な地上基地固定式ICBM発射基の建設を開始しないことを約束する。

第3条〔SLBMの制限〕 締約国は、SLBM発射基および新型弾道ミサイル潜水艦を、この暫定協定の署名の日に運用中のものおよび建造中のものに制限すること、ならびに締約国によって確定される手続に従い、1964年より前に展開された旧型ICBM発射基または旧型潜水艦の発射基の同数と代替されるものとして建造される追加的な発射基および潜水艦に制限することを約束する。

(2) SALT I諸協定に対するメキシコ代表の声明(1972年11月14日)

これらの二国間協定は、国際レベルへの有益な政治的および心理的影響にもかかわらず、軍縮措置としてはきわめて控え目なものである。一方、これらの文書で規定されている量的制限は、ある場合には現状より高いレベルを許容している。質的な側面については、防衛兵器に関する若干のあまり重要でない制限を別にすれば、協定はこの点に関する制限をまったく含んでいないのみならず、逆にこの分野における無制限な競争を超大国に対し奨励しているものと解される。

(U.N. Doc., A/C.I/PV/1981, Nov. 14, 1972)

【資料 9】

(36) SALT II 条約(1979年)

(1) SALT II 条約第 3、5 条

第 3 条〔戦略攻撃兵器の量的制限〕1 本条約の発効と同時に、各締約国は、ICBM発射基、SLBM発射基、重爆撃機およびASBM(空対地弾道ミサイル)の総数を2,400を越えないように制限することを約束する。

2 各締約国は、1981年1月1日以降、本条1にいう戦略攻撃兵器の総数を2,250を越えないように制限し、上記の日に、この総数を越えるそれら兵器の削減を開始することを約束する。

第 5 条〔戦略攻撃兵器の内訳の上限〕1 第 3 条1および2に定める総数の範囲内で、各

締約国は、MIRV(個別誘導複数弾頭)を装備したICBMとSLBMの発射基、MIRVを装着したASBM、および600kmを越える射程を有する巡航ミサイルを搭載する重爆撃機の総数が1,320を越えないよう制限することを約束する。

(2) SALT II 条約に対するノルウェー政府の声明(1979年6月18日)

ノルウェー政府は、米ソによるSALT IIの署名に大きな満足を表明する。条約は、核兵器の長距離運搬手段の制限を通じて、戦略軍備競争の管理に向けての複雑な努力における一里塚である。SALT交渉は、超大国の間および東西間一般におけるデタントの過程における基本的要素である。SALT II条約が批准されること、それが他のフォーラムにおける軍備管理を促進する努力に積極的な影響を与えること、および次ラウンドで戦略兵器の真の削減を達成するためにSALT交渉が継続されることを希望する。

(Documents on Disarmament 1979, p.238)

(図表13-4) SALT II 条約の数的制限と署名時における米ソ両国の保有数

兵器の種類	米 国	ソ 連	条約の規制
① MIRV 化 ICBM 発射基	550	608	820
② MIRV 化 SLBM 発射基	496	144	
①+②	1,046	752	1,200
③ ALCM 搭載重爆撃機	3	0	
①+②+③	1,049	752	1,320
④ 非 MIRV 化 ICBM 発射基	504	790	
非 MIRV 化 SLBM 発射基	160	806	
ALCM 非搭載重爆撃機	570	156	
①+②+③+④	2,283	2,504	2,250

※ ALCM→空中発射巡航ミサイル

【資料 10】

(38) START I 条約

(1) START I 条約第 2、11 条(1991 年)

第 2 条 1 各締約国は、本条約が発効して 7 年後に、第 3 条に従って計算される総数が以下のものを越えないようその ICBM と ICBM 発射基、SLBM と SLBM 発射基、重爆撃機、ICBM 弾頭、SLBM 弾頭および重爆撃機兵器を削減し制限する。

(a) 既配備 ICBM とその関連発射基、既配備 SLBM とその関連発射基および既配備重爆撃機については 1,600、そこには既配備重 ICBM とその関連発射基についての 154 が含まれる。

(b) 既配備 ICBM、既配備 SLBM、および既配備重爆撃機に装備されていると計算される弾頭については 6,000、そこには以下のものが含まれる。

(i) 既配備 ICBM および既配備 SLBM に装備される弾頭については 4,900、

(ii) 移動式 ICBM 発射基上の既配備 ICBM に装備される弾頭については 1,100、

(iii) 既配備重 ICBM に装備される弾頭については 1,540。

3 各締約国は、既配備 ICBM および既配備 SLBM の総投射重量を制限し、本条約が発

効して 7 年後に、総投射重量が 3,600 トンを越えないようにする。

第 11 条 1 本条約の規定の遵守の検証を確保するため、各締約国は、本条および査察議定書に従い、査察および継続的監視活動を行う権利を有し、公開を行うものとする。査察、継続的監視活動および公開は、査察議定書および転換・廃棄議定書に規定された手続に従い実施されなければならない。

【資料 11】

(2) START I 条約に関するリスボン議定書第 1、2、5 条(1992 年)(第 3 章〔25(3)〕参照)

第 1 条 ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、ロシア連邦およびウクライナは、START I 条約との関連において旧ソビエト社会主義共和国連邦の承継国として、同条約の下で旧ソビエト社会主義共和国連邦の義務を引き受ける。

第 2 条 ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、ロシア連邦およびウクライナは、同条約の制限および規制を履行するために必要とされる取決めを行う。

第 5 条 ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国およびウクライナは、1968 年 7 月 1 日の核不拡散条約に非核兵器国としてできるだけ早い時期に加入し、およびそのために各自の憲法上の実行に従ってあらゆる必要な措置を即時にとり始めなければならない。

【資料 12】

(39) START II 条約第1条(1993年)

第1条3 各締約国は、2003年1月1日までに、本条約の第3条および第4条に従って計算される各締約国の総数が、既配備ICBM、既配備SLBMおよび重爆撃機に装備された弾頭について、3,000から3,500の間または各締約国が自ら定めるもっと低い数、しかしいかなる場合にも3,500を越えない数、を越えないよう、ICBMとICBM発射基、SLBMとSLBM発射基、重爆撃機、ICBM弾頭、SLBM弾頭および重爆撃機兵器を制限し、削減しなければならない。

4 本条3に規定された制限内において、各締約国の総数は以下のものを越えてはならない。

(a) 既配備SLBMに装備される弾頭については1,700から1,750の間の数、または各締約国が自ら定めるもっと低い数、しかしいかなる場合にも1,750を越えてはならない、

(b) 2以上の弾頭が装備されるタイプの既配備ICBMに装備される弾頭については0、

(c) 既配備重ICBMに装備される弾頭については0。

【資料 13】

(40) 将来の核兵器削減のパラメーターに関する共同声明(1997年3月24日)

クリントン大統領とエリツィン大統領は以下の了解に達した。

START II 条約が発効した場合、米国とロシアは即時にSTART III 協定の交渉を開始する。それは、とくに以下の基本的構成要素を含む。

－2007年12月31日までに、それぞれの戦略核弾頭を2,000-2,500の総数へ削減する。

－戦略核弾頭の在庫の透明性および戦略核弾頭の廃棄に関する措置をとる。

－現在のSTART諸条約を無期限にする問題を解決する。

－START II 条約の下で廃棄されることになっている戦略核運搬手段を2003年12月31日までに不活性化する。

(*Arms Control Today*, Mar. 1997, p.19)

【資料 14】

(44) ブッシュ大統領の声明(2001年12月13日)

今日、私は、その条約に従い、米国がこのほとんど30年にもなるABM条約から脱退するということにつき、ロシアに正式の通告を与えた。私は、米国市民を将来のテロリストやならずもの国家のミサイル攻撃から守る手段を開発する米国の能力を、ABM条約が妨げていると結論した。米国市民を保護することは、最高司令官としての私にとって最高の優先度をもつ。私は、効果的な防衛を開発することを妨げる条約に、米国が縛られるべきでないと考える。

(U.S. White House Statement, Dec. 13, 2001, <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/12/20011213-4.html>)

【資料 15】

オバマ大統領演説（09 年 4 月 5 日。プラハ。）

..... Just as we stood for freedom in the 20th century, we must stand together for the right of people everywhere to live free from fear in the 21st century. (Applause.) And as nuclear power -- as a nuclear power, as the only nuclear power to have used a nuclear weapon, the United States has a moral responsibility to act. We cannot succeed in this endeavor alone, but we can lead it, we can start it.

First, the United States will take concrete steps towards a world without nuclear weapons.Second, together we will strengthen the Nuclear Non-Proliferation Treaty as a basis for cooperation.

<意義>核兵器を最初に使用した国の責任をいう。また、ロシアとの新しい戦略兵器削減条約を 09 今年中に交渉すること、CTBT 批准を目指すこと、カットオフ条約を目指すことなどを演説する。

* * *

【資料 16】

(2) ジョンソン米国大統領の声明(1968 年 7 月 1 日)

約 25 年の危険と恐怖の後に、その危険を削減し恐怖を大幅にやわらげるための理性と正気が勝利した。これにより人類全体が安全になった。条約の締結は平和な世界に向けて他の措置もとろうという希望を与えるものである。その意味で、この条約は核時代の開始以来の最も重要な国際協定である。これはすべての国家の安全を促進し、国家間の核戦争の危険を大幅に減少させる。これは原子力平和利用を促進する。しかし最も重要なのは、この条約の署名により、より安全な世界に向けての動きが活発に継続されることである。

(U.S. Dept. St.Boll., Jul. 22, 1968)

【資料 17】

(18) NPT の延長に関する決定(1995 年 5 月 11 日)

NPT 締約国会議は、条約締約国の間において過半数が無期限延長に賛成しているので、第 10 条 2 項に従い、条約は無期限に効力を継続すべきことを決定する。

(Final Document of 1995 NPT Review and Extension Conference, NPT/CONF. 1995/32, 1995)

【資料 18】

(3) NPTに対するインド代表の声明(1968年5月14日)

この種の条約は、世界のすべての国家にとって重大な政治的および経済的重要性をもっているので、差別的なアプローチに基づくべきではない。われわれは、イデオロギーとか軍事同盟あるいは富める国と貧しい国といった観点から世界を区分することに反対してきた。提案されている条約は、さらにもう1つの区分を加えるものである。核不拡散条約が効果的で、長続きするもので、一般に受け入れられるためには、核兵器国と非核兵器国の両者が拡散を防止しなければならない。それは義務と責任の受諾しうるバランスを含んでいなければならない。それは軍縮に向けての真の意味ある措置でなければならない。インド政府は、ここに示された条約案はこれらの諸原則に従っていないと考えるので、条約案を支持することはできない。

(U.N. Doc., A/C.I/PV.1567, May 14, 1968)

【資料 19】

(10)核実験に関するインド政府の声明(1998年5月11日)

首相が今日の午後述べたように、インドは今日ポカランで3つの核実験を実施した。今日の実験は、核分裂装置、低威力装置、熱核装置によるものであった。測定された威力は予想値に沿ったものであった。これらの実験により、インドは兵器化された核プログラムの能力を証明した。これらにより、さまざまな応用のため、またさまざまな運搬手段のためのさまざまな威力をもつ核兵器のデザインに役立つ有益なデータベースが提供された。さらにこれらにより、インドの科学者が、必要ならば、未臨界実験により支援されるコンピュータ・シミュレーションを実施することが期待される。

(*The Monitor: Non-proliferation, Demilitarization and Arms Control*, vol.4, No.2-3, Spring-Summer 1998, pp.17-8)

(11)核実験に関するシャリフ首相の声明(1998年5月28日)

パキスタンは今日、成功裏に5つの核実験を実施した。成果は予定通りであった。すべてのパキスタンの科学者・技術者が、複雑な先端科学を習得するためチームワークと専門知識習得に専念したことを祝福したい。彼らは侵略を抑止するパキスタンの能力を証明した。パキスタンは、インドの核計画の兵器化により、核オプションを行使することを余儀なくされた。その核実験直後からインドは、イスラマバードはこの地域の地政学的状況の変化を悟るべきであると厚かましく要求し、インドは強硬な姿勢でパキスタンと交渉すると威嚇してきた。わが国の安全保障、地域全体の平和と安定がこのように大きく脅かされた。自尊心ある国家として、われわれに選択の余地はなかった。われわれの行動は、インド指導部の馬鹿げた行動によりやむをえないものであった。

(*Disarmament Diplomacy*, No.26, May 1998, pp.13-4)

【資料 20】

(12)インド核実験に対する日本の声明

(1) 1998年5月13日の声明

1 11日インドが核実験禁止の流れに逆行して、核実験を行ったことは極めて遺憾である。わが国は、12日小渕外務大臣よりシン在京インド大使を招致し、この遺憾の意と共に核開発の早期停止をインド側に申し入れたところである。

2 今般のインドによる核兵器実験は、核兵器のない世界を目指す国際社会全体の努力に対する挑戦であり、まったく容認できないものである。インドに対しては核実験の即時停止と、NPT及びCTBTへの早期加入を改めて求めたい。

3 このため政府としては、ODA大綱原則に鑑み、以下の措置を講ずることとした。

(1)対インド無償資金協力については緊急・人道的性格の援助及び草の根無償資金協力を除き新規の協力は停止する。

(2)対インド円借款については、今後のインド側の動きを見て、わが国政府の具体的方針を決定する。

(3)本年6月30日～7月1日に対インド支援国会合（IDF）が世銀主催の下に東京で開催されることが予定されていたところ、わが国政府としては、東京開催招致を見合わせたい旨世銀に申し伝える。

4 また、インド向けの大量破壊兵器関連品目等の輸出については、厳格な審査を堅持していく。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/10/dmu_0513.html)

(2) 1998年5月14日の声明

1 13日、インドが新たに2回の核実験を実施したことは極めて遺憾であり、わが国としてはこれを重大に受け止め、インドに対して改めて核実験及び核開発の停止を強く申し入れたところである。この新たな事態に鑑み、今般、更に以下の措置をとることとした。

(1)インドに対する新規円借款の停止。

(2)国際開発金融機関による対インド融資については慎重に対応する。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/10/dmu_0514.html)

(3) 2001年10月26日の声明

(3)我が国は、テロに対するための国際社会の結束をはかるうえでインド及びパキスタンの行っている努力を高く評価している。今次テロとの闘いにおいてパキスタンの安定と協力はきわめて重要であり、我が国としては、国内的に大きな困難を抱えている同国を中長期的な観点から支援していくことが必要である。同時に、この後のテロへの取組み及び南西アジア地域の安定化のために大きな役割が期待されているインドに対して、我が国として積極的な関与を深めていく必要がある。

(4)以上の諸点に鑑み、今般、インド及びパキスタンに対する前述の措置を停止することとした。両国に対する具体的な援助の実施については、今後検討していくこととする。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/koizumi/2001/1026danwa.html>)

【資料 21】

(13)インド・パキスタンの核実験に関する安保理決議1172(1998年)

- 1 インドおよびパキスタンにより実施された核実験を非難する。
- 3 インドとパキスタンに対して、これ以上の核実験をしないことを要求し、すべての国に対して核実験を実施しないことを要求する。
- 4 インドとパキスタンに対して、最大限の自制と対立を悪化させないことを要請する。
- 5 インドとパキスタンに対して、対話を再開するよう要請する。
- 6 インドとパキスタンに対して、核兵器開発計画を即時に停止すること、兵器化や核兵器の開発を差し控え、弾道ミサイルの開発、兵器用核物質の一層の生産の停止、輸出管理政策の確認を要請する。
- 7 国際核不拡散体制の要石としてまた核軍縮追求の基礎としてのNPTとCTBTへの完全なコミットメントの重要性を再確認する。

【資料 22】

(15)イラクに関する安保理決議687(1991年)

第12項 [安保理は、]イラクが、核兵器もしくは核兵器使用可能物質またはそれらの関連施設を取得せず開発しないこと、決議採択後15日以内に事務総長およびIAEA事務局長に上述の品目の場所、量および型についての宣言を提出すること、核兵器使用可能物質をすべてIAEAの排他的管理の下におくこと、上述のすべての品目の緊急の現地査察および破壊、移動または無害化を受け入れること、ならびにこれらの約束の遵守を将来監視し検証するための計画を受諾することに無条件で合意すべきことを決定する。

第13項 [安保理は、] IAEA事務局長に対し、イラクの宣言および特別委員会による追加的な場所の指定に基づき、イラクの核能力の即時の現地査察を実施するよう要請する。

【資料 23】

(16)北朝鮮のNPT脱退声明(1993年3月12日)

私は国連安保理に以下のことを通告したい。DPRK(朝鮮民主主義人民共和国)政府は、その至高の利益を危うくしている、DPRKに生じている異常な事態に関連して、NPT第10条1項に従い、NPTから脱退することを1993年3月12日に決定した。

米国は韓国と共に、DPRKに脅威を与える核戦争演習である「チーム・スピリット」合同軍事演習を再開し、IAEA事務局の職員および加盟国をそそのかして、核活動にまったく関係しないわれわれの軍事サイトを公開するよう要求する不当な決議を1993年2月25日にIAEA理事会に採択させた。

これはあからさまな強権的行為であり、DPRKを武装解除し、その社会主義体制を圧殺するものであって、われわれの至高の利益を危うくするものである。

(*Arms Control Today*, Apr. 1993, p.22)

* * *

【資料 24】

(8)核実験事件に関する豪仏の態度(第10章[31]参照)

(1) 核実験事件における豪州の請求(1973年5月9日)

1 いかなる国による大気圏内核兵器実験からも自由であるという、豪州およびその人民の権利が侵害されているし、かつ侵害されるであろう。

2 豪州の同意を得ない、放射性降下物の豪州領土への堆積、およびその上空への分散は、その領域に対する豪州の主権を侵害する。

3 公海上の船舶および公海の上空にある航空機に対する妨害、および放射性降下物による公海の汚染は、公海の自由の侵害を構成する。

(*I.C.J. Pleadings, Nuclear Tests*, vol.1, pp.26-8)

(2) フランスの反論:『核実験白書』(1973年)

提起された問題は根本的には法的な紛争ではない。それは純粋に政治的かつ軍事的問題である。豪州とニュージーランドは、米国と英国の大気圏内核実験を常に承認してきた。したがって、実定国際法がいかに変更しようとも、フランスの核実験をそれらとまったく異なる立場から裁くのは正当ではない。部分的核実験禁止条約が国際慣習法になっているとの主張については、その条約にフランスと中国が明確に反対を表明していること、この2国の人口を併せると8億以上になり、この2国は国連安保理の常任理事国であることが反論の理由となる。また国連総会決議は大気圏内核実験停止を勧告しているが、それは勧告的な意味しかもたない。公海上での危険水域の設定はありふれたことであり、以前の核実験でもそれらは合法的に設定された。フランスの設定した危険水域は、期間と区域、通告、定期航路や漁業活動等の考慮につきまったく合理的なものである。

(*Livre blanc sur les expériences nucléaires*, Comité interministériel pur l'information, Le gouvernement français, juin 1973)

【資料 25】

(2) 衆議院予算委員会における佐藤首相の非核三原則の答弁(1967年12月11日)

核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まないというこの核に対する三原則、その平和憲法のもと、この核に対する三原則のもと、そのもとにおいて日本の安全はどうしたらいいのか、これが私に課せられた責任でございます。

(<http://kokkai.idl.go.jp>で検索)

非核三原則に関する国会決議

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/gensoku/ketsugi.html>>

非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する衆議院決議 (1971年(昭和46年)11月24日)

○ 政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切な手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。

2. 核兵器不拡散条約採決後に衆議院外務委員会において採択された決議 (1976年(昭和51年)4月27日)

核兵器の不拡散条約の批准に関し、核拡散の危機的状況にかんがみ、政府は、左の事項につき誠実に努力すべきである。

(1) 政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まずとの非核三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に履行すること。

(2) 非核兵器国の安全保障の確保のため、すべての核兵器国は非核兵器国に対し、国連憲章に従って、核兵器等による武力の威嚇または武力の行使を行わざるよう我が国は、あらゆる国際的な場において強く訴えること。

(3)

(イ) 唯一の被爆国として、いかなる核実験にも反対の立場を堅持する我が国は、地下核実験を含めた包括的核実験禁止を訴えるため、今後とも一層の外交的努力を続けること。

(ロ) 我が国は、すべての核兵器国に対し、核兵器の全廃を目指し、核軍備の削減、縮小のため誠実に努力するよう訴えること。

(4) 我が国の原子力の平和利用の前提条件として安全性の確保に万全に期し、政府は、自主、民主、公開の原則にたち、原子力の平和利用の研究、開発及び査察の国内体制の速やかな整備をするとともに、核燃料供給の安定的確保に努めること。

(5) 世界の平和維持に非核化地帯構想が重要な意義を有していつことにかんがみ、我が国はこの為に国際的な努力をすること。

※ なお、上記決議採択後に行われた宮沢外務大臣発言は次のとおり。

ただいま核兵器の不拡散に関する条約につき、本外務委員会の御承認をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

この条約の審議に当たりまして、長い間あらゆる角度から御熱心な議論を尽くされました各位の御努力に対しまして敬意を表したいと存じます。

ただいま採択されました御決議につきましては、政府としては、本件決議が委員会の全会一致をもって可決されたことを十分に踏まえて施策を講じてまいるべく最善の努力を払う決心でございます。

第2回国際連合軍縮特別総会に関する衆議院本会議決議（1982年（昭和57年）5月27日）及び参議院本会議決議（1982年（昭和57年）5月28日）

核軍縮を中心とする世界の軍縮の促進は、恒久の平和を願い非核三原則を国是として堅持する我が国国民の一致した願望であり、真の平和と安全を希求する諸国民の共通した念願でもある。

かかる諸国民の共通の悲願にもかかわらず、現下の国際情勢は極めて厳しく、核兵器、通常兵器の区別なくはてしない軍備拡張が行われ、特に、限定・全面核戦争を問わず、核兵器は人類の生存に最も深刻な脅威を与えており、広島、長崎の惨禍が再び繰り返されないよう、核兵器の廃絶を求める声が近時世界各地に急速に広がっている。

このような国際情勢の中で、本年6月第2回国際連合軍縮特別総会が開催され世界的規模で軍縮問題が討議されることは、誠に意義深いものがある。

この際、本院は、この総会において軍縮を一層促進させるため、政府が左の事項につき誠実に努力する

よう要請する。(、、)

【資料 26：武器輸出三原則等】

1.武器輸出三原則（1967.4.21）

武器輸出三原則とは、次の三つの場合には武器輸出を認めないという政策をいう。

- (1) 共産圏諸国向けの場合
- (2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合
- (3) 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

[佐藤総理（当時）が衆院決算委（1967.4.21）における答弁で表明]

2.武器輸出に関する政府統一見解(1976.2.27)

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはない。

- (1) 三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない。
- (2) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
- (3) 武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

[三木総理（当時）が衆院予算委（1976.2.27）における答弁において「武器輸出に関する政府統一見解」として表明]

（注）わが国の武器輸出政策として引用する場合、通常、「武器輸出三原則」（上記 1.）と「武器輸出に関する政府統一見解」（上記 2.）を総称して「武器輸出三原則等」と呼ぶことが多い。

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/sanngen.html>> 014 年 7 月 7 日アクセス

Cf.国家安全保障戦略

（国家安全保障会議決定、閣議決定）

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/12/17/20131217-1_1.pdf>

【資料 27】防衛装備移転 3 原則（2014 年 4 月 1 日）

1 移転を禁止する場合の明確化

次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。

- ① 当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、
- ② 当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、又は
- ③ 紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

上記 1 以外の場合は、移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う。具体的には、防衛装備の海外移転は、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国（以下「同盟国等」という。）との国際共同開発・生産の実施、同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合等に認め得るものとし、仕向先及び最終需要者の適切性並びに当該防衛装備の移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度を厳格に審査し、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、輸出審査時点において利用可能な情報に基づいて、総合的に判断する。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする。国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。

3 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

上記 2 を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定する。具体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入する場合等においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

外務省<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000805.html>

閣議決定<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000033552.pdf>>

経済産業省<<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140401001/20140401001.html>>

Cf: 【資料】ODA 見直しの動き

「ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会報告書」（2014 年 6 月）

< http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/taikou_minaoshi/>

(ア) **非軍事的手段による平和の希求**: ODA は、平和国家として世界の平和と繁栄に貢献してきた我が国の最大の外交ツールであり、非軍事的手段により、国際社会の平和と安定の維持・強化に資するべきもの。よって、ODA の軍事的用途及び国際紛争の助長への使用を回避するのは当然である。ただし、現代では軍隊の非戦闘分野での活動も広がっており、民生目的、災害救助等の非軍事目的の支援であれば、軍が関係しているがゆえに一律に排除すべきではなく、その実質的意義に着目しつつ、効果・影響等につき十分慎重な検討を行い、実施を判断すべき。

※断りのない限り、資料は全て、『資料で読み解く国際法』（大沼保昭編、第 2 版）より。

< 主な参考文献 > 教科書にないもののみ

黒澤満編著『軍縮問題入門』（第 2 版、東信堂、1999 年）

黒澤満『軍縮国際法』（信山社、2003 年）

——『核軍縮と世界平和』（信山社、2011 年）

——「核兵器の役割低減と国際法」『国際法外交雑誌』第 111 巻第 3 号、2012 年

藤田久一『軍縮の国際法』（日本評論社、1985 年）

——「日朝『不正常』関係と国際法—— 拉致問題解決のために」『世界』2003 年 2 月号

——『核に立ち向かう国際法—— 原点からの検証』（法律文化社、2011 年）

浅田正彦編『兵器の拡散防止と輸出管理—— 制度と実践——』（有信堂、2004 年）

浅田正彦「米印原子力協力合意と核不拡散体制」坂本茂樹編『国際立法の最前線』（有信堂、2009 年）

納谷政嗣、梅本哲也編『大量破壊兵器不拡散の国際政治学』（2000 年、有信堂）、特に第 7 章、第 8 章

広島平和文化センター編『平和事典』（新訂、勁草書房、1991 年）

前田哲男『岩波小辞典 現代の戦争』（岩波書店、2002 年）